

令和4年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市気高保健センターの管理運営費	健康・子育て推進課

[単位:千円]

限度額	期間	財 源 内 訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
180,315	令和5年度～令和9年度					180,315

【事業の目的】

鳥取市気高保健センターは平成15年11月の開館以来、鳥取市（合併前は気高町）が直接管理運営を行ってきたが、経費の削減及びサービスの維持向上を図るため、平成20年度より指定管理者に施設の管理運営を委託してきた。より一層のサービスの向上を期待し、令和5年度からも指定管理者に管理運営を委託することとする。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

- (1) 気高保健センターの使用に関する業務
- (2) 気高保健センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2項に掲げるもののほか、気高保健センターの管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取り組み】

平成20年度より施設の管理運営を指定管理者に委託している。現在の指定管理者は気高保健センターの管理運営において、自主事業を積極的に展開している。

自主事業の一例としては子ども水泳教室、大人水泳教室、リズム体操などが挙げられる。

現指定管理者	株式会社さんびる（公募）					
前回債務負担額	平成30～令和4年度	145,065千円				
指定管理料	H30	29,013千円	H31	29,282千円	R2	31,232千円
	R3	31,586千円	R4	31,586千円		
	計 152,699千円（消費税改定分及び簡易水道統合による水道料金の統一影響分を含む）					

【今後の取り組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理業者の指定及び告示。
5. 2～3月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。